

【GTP 台湾レポート（2019年6月10日掲載）】

台湾の未処分利益課税の内容・留意点・改正事項

勤業眾信聯合會計師事務所（Deloitte 台湾） 池田 博史

1. 未処分利益課税の概要

台湾においては、営利事業者が前年度に獲得した配当可能利益を配当しない場合、当該未処分利益に対して5%の営利事業所得税（法人税）が徴収されます。下記では、未処分利益課税の計算に当たり注意すべき点を記載します。

①未処分利益課税の計算方法

まず、対象となる未処分利益は前年度の税引後利益から、下記の減少項目を差し引いた金額になります。

【未処分利益の増減項目】

増加項目	減少項目
税引後利益（※1）	過年度欠損及び会計士による財務監査後の当年度欠損
	配当金額（※2）
	法定利益準備金積立額（※2）
	その他法律の規定により積み立てられる特別準備金積立額（※2）
	その他法律の規定により利益剰余金を資本準備金へ振り替えた金額（※2）
	その他、財政部認可のもの

（※1）営利事業者が前年度に会計士による財務監査を実施している場合、税引後利益は財務監査後のものとなります。また、「その他の包括利益」から利益剰余金に組替調整された金額が発生した場合は、その金額を含みます。

（※2）当年度終了時点で確定しているものに限りします。

次に、簡単な例を用いて未処分利益課税を計算します。

前提条件：税引後利益 NT\$10,000,000 利益準備金積立額 NT\$1,000,000

株主配当 NT\$4,000,000

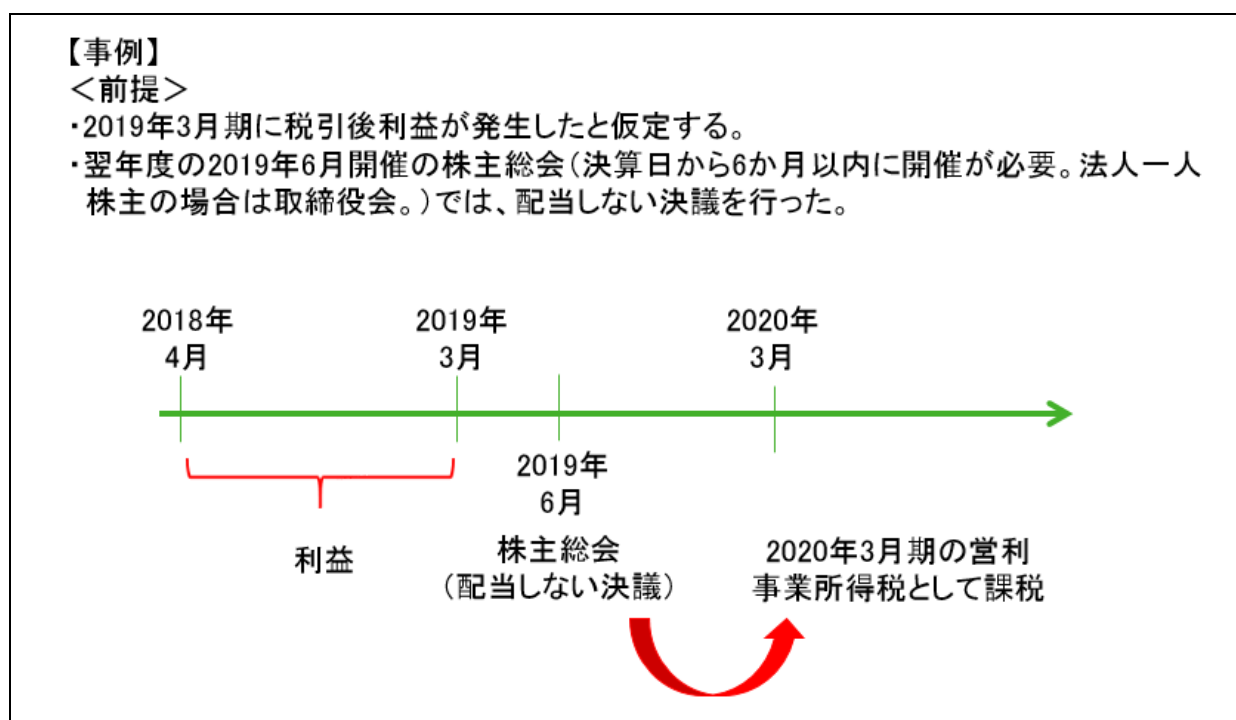
増：前年度の税引後利益(NT\$10,000,000)	NT\$10,000,000
減：法定利益準備金の積立(税引後利益の10%)	1,000,000
株主への配当額	4,000,000
差引：課税標準となる未処分利益	5,000,000
未処分利益への5%の営利事業所得税徴収額	250,000

台湾の会社法では、利益を配当するときには、その利益の10%を法定準備金として計上しなければならない旨が規定されています（[会社法第237条](#)）。上記例では、前年度の税引後利益から法定準備金と配当金額を差し引いたNT\$5,000,000が未処分利益課税の対象となる金額になり、それに5%を乗じたものが、未処分利益課税の金額になります。

②未処分利益課税の申告及び納付作業

営利事業者は、12月決算の場合、各年度の営利事業所得税申告をした翌年の5月1日より5月31日までに、規定に基づいて計算した未処分利益の申告書を作成し、追加納付すべき税額を計算して、主管税務機関に申告納付する必要があります。計算の結果、当該未処分利益がゼロ或いはマイナスの場合でも申告しなければなりません。

ここで、納税タイミングについて、事例を用いて説明します。



上記事例において、2019年6月の株主総会で配当しないと決定された2019年3月期の未処分利益に対する課税は、2020年3月期の営利事業所得税の申告書に含めて申告納税されます。対象となる利益を獲得した会計期間とは課税年度が異なる点、ご注意ください。

2. 未処分利益課税に関する改正点

台湾の行政院は3月21日、産業創新条例に第23-3条を新たに追加することを承認しました。営利事業者に対し利益剰余金からの実質的な投資を促進し、生産技術、製品またはサービスの品質向上を図ることが目的となります。当年度の未処分利益について、企業が利益発生年度の翌年度から

3年以内に実質的な投資を行った場合、当該投資金額は当年度の未処分利益の減算項目とすることができます。今回改正された内容の主なポイントは、以下のとおりです。金額基準や必要書類等は、追って詳細が発表されていく予定となっており、今後の動向が注目されます。

項目	産業創新条例第23-3条の草案内容
適用対象	会社またはリミテッド・パートナーシップ
適用期間	公布された施行日から2029年12月31日まで
投資対象	自社生産または営業用の建築物を未処分利益を原資に建設または購入した場合、並びにソフト・ハードウェア設備または技術を購入した場合において、一定の金額に達した場合
投資期間	当年度利益発生の翌年度から3年以内
添付書類	投資証明書類を添付し、所在地の税務機関に提出
未処分利益課税に係る申告	<ul style="list-style-type: none"> ・申告時に投資が完了している場合：投資金額は当年度未処分利益の減算項目とすることができる ・申告時に投資が完了していない場合：投資完了日から1年以内に、規定に基づき投資証明書類を添付し、徴税機関に税金の過納額の還付を申請する ・2018年度の未処分利益課税の申告から適用を開始